

# 平成17年度沖縄県人事行政の運営等の状況

平18年 9月

沖 縄 県

# 目 次

第 1 趣旨	1
第 2 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況	2
(2) 再任用職員の採用の状況	2
(3) 退職の状況	2
(4) 職員数の状況	3
2 職員の給与の状況	
(1) 人件費の状況	4
(2) 職員給与費の状況	4
(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	4
(4) 職員の初任給の状況	4
(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	5
(6) 一般行政職の級別職員数の状況	5
(7) 昇給期間短縮の状況	5
(8) 期末・勤勉手当及び退職手当の状況	6
(9) 職員手当の状況	6
(10) 特別職の報酬等の状況	7
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の状況	8
(2) 年次休暇の状況	8
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	8
(2) 懲戒処分の状況	9
5 職員のサービスの状況	
営利企業等の従事許可の状況	9
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の状況	9
(2) 勤務成績の評定の状況	12
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 厚生制度の状況	12
(2) 公務災害補償の状況	13
ア 公務災害	
イ 通勤災害	
第 3 人事委員会の業務の状況	
1 職員の競争試験及び選考の状況	
(1) 採用試験の実施状況	13
ア 上級試験	13
イ 中級試験	14
ウ 初級試験	14
エ 警察官試験	14
オ 身体障害者を対象とした採用選考試験	14
カ 採用試験の実施日程	15
(2) 採用選考の状況	15
(3) 昇任試験の実施状況	15
(4) 昇任選考の状況	16
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	17
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	22
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	22

# 平成17年度沖縄県人事行政の運営等の状況

## 第1 趣旨

任命権者が報告した平成17年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成17年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

### 地方公務員法（抜粋）

#### （人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

### 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （公表）

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 県公報に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

## 第2 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（平成17年度）

（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	85	20	5	176	286
事務職	57	20	5	33	115
技術職	28	0	0	143	171
警 察 職	79	0	45	16	140
教 育 職	0	0	0	421	421
企 業 職	1	0	0	0	1
現 業 職	0	0	0	2	2

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

(1) 一般行政職 (2)から(5)までに掲げる職員以外の職員

(2) 警察職 公安職給料表が適用される職員

(3) 教育職 教育職給料表が適用される職員

(4) 企業職 沖縄県企業職員

(5) 現業職 現業職給料表が適用される職員

#### (2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（平成17年度）

（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	7	25	32
事務職	1	16	17
技術職	6	9	15
警 察 職	0	0	0
教 育 職	7	0	7
企 業 職	0	0	0
現 業 職	7	1	8

#### (3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成17年度）

（単位：人）

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			普 通 退 職	分 限 職	懲 戒 職	失 職	死 亡 職	任 満 了	
一般行政職	99	113	122	0	0	0	6	18	358
警 察 職	9	45	23	0	0	0	2	0	79

教育職	189	174	53	0	0	0	8	4	428
企業職	3	1	0	0	0	0	1	0	5
現業職	9	10	1	0	0	0	0	3	23

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

(各年4月1日現在。単位：人)

区 分 部 門		職 員 数			対前年増減数			平成17年度分の主な増減理由
		15年度	16年度	17年度	15年度	16年度	17年度	
一般行政部門	議会	41	43	42	2	2	1	一律削減 事務の統廃合 法定外目的税強化 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合縮小等 事務の統廃合
	総務企画	790	808	806	8	18	2	
	税務	184	185	186	2	1	1	
	民生	510	499	483	7	11	16	
	衛生	653	660	653	3	7	7	
	労働	115	116	113	1	1	3	
	農林水産	1,125	1,118	1,095	12	7	23	
	商工	221	215	213	8	6	2	
	土木	859	848	841	6	11	7	
	小 計	4,498 ( 7)	4,492 ( 7)	4,432 ( 7)	15 ( 4)	6 ( 0)	60 ( 0)	
特別行政部門	教育	14,083	14,010	13,950	134	73	60	児童生徒数の減による減 法令基準の充足による増
	警察	2,619	2,744	2,789	30	125	45	
小 計	16,702 ( 0)	16,754 ( 1)	16,739 ( 0)	104 ( 2)	52 ( 1)	15 ( 1)		
普通会計計		21,200 ( 7)	21,246 ( 8)	21,171 ( 7)	119 ( 6)	46 ( 1)	75 ( 1)	
公営企業等 会計部門	病院	2,270	2,275	2,284	23	5	9	欠員補充 事務の民間等委託等 一律削減 一律削減
	水道	329	321	311	1	8	10	
	下水道	94	97	94	5	3	3	
	その他	39	37	36	6	2	1	
	小 計	2,732 ( 1)	2,730 ( 0)	2,725 ( 4)	35 ( 1)	2 ( 1)	5 ( 4)	
合 計	23,932 ( 8)	23,976 ( 8)	23,896 ( 11)	154 ( 7)	44 ( 0)	80 ( 3)		

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成17年度総歳出額に占める職員の人件費の割合の状況である。

人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳 出 額 [A]	実 質 収 支	人 件 費 [B]	人 件 費 率 [B ÷ A]	(参考) 平成16年度の 人 件 費 率
平成17年度	1,381,820 人	576,479,887 千円	1,329,952 千円	202,594,684 千円	35.1 %	35.4 %

備考 表中「住民基本台帳人口」は、平成18年3月31日現在の住民基本台帳に登録された人口である。

(2) 職員給与費の状況

平成18年度当初予算における一般職に属する職員23,907人の給与費の状況である。

職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 [A]	給 与 費				1人当たり給与費 [B ÷ A]
		給 料	職員手当	期末勤勉	計 [B]	
平成18年度	23,907 人 (22)	9,675,285 万円	1,714,529 万円	3,933,333 万円	15,323,147 万円	641 万円

備考1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「期末勤勉」は、期末手当及び勤勉手当の合計をいう。

3 職員数欄の括弧の数値は、再任用短時間勤務職員であり、職員数の外書の数値である。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

代表的職種の平均給料月額及び平均年齢について、国と比較した状況である。

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	沖 縄 県		国	
	平均給料月額（円）	平均年齢（歳）	平均給料月額（円）	平均年齢（歳）
一 般 行 政 職	340,600	42.5	329,728	40.3
警 察 職	341,900	39.1	341,705	42.1
高等学校教育職	375,300	41.1	-	-
小・中学校教育職	377,400	42.4	-	-
現 業 職	317,600	45.7	285,008	48.1

備考1 表中「給料月額」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 表中区分の欄に掲げる用語の意義は次のとおりである（以下(4)、(5)及び(7)において同じ。）。

(1) 一般行政職 行政職給料表を適用されている職員

(2) 警察職 公安職給料表を適用されている職員

(3) 高等学校教育職 教育職給料表(2)を適用されている職員

(4) 小・中学校教育職 教育職給料表(3)を適用されている職員

(5) 現業職 現業職給料表を適用されている職員

(4) 職員の初任給の状況

県に採用された職員の初任給と採用後2年経過後の給料月額について、国と比較した状況である。

職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		沖 縄 県		国	
		初任給（円）	採用後2年経過日の給料額（円）	初任給（円）	採用後2年経過日の給料額（円）
一 般 行 政 職	大学卒	170,700	184,400	170,700	184,400

	高校卒	138,800	148,500	138,800	148,500
警察職	大学卒	185,900	210,300	185,900	210,300
	高校卒	156,700	177,400	156,700	177,400
高等学校教育職	大学卒	191,100	205,000	-	-
	短大卒	160,800	177,700	-	-
小・中学校教育職	大学卒	191,100	205,000	-	-
	短大卒	160,800	180,200	-	-

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の様況

職員が採用されてから10年、15年及び20年と経験を積んだ場合の平均的な給料月額の状況である。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の様況（平成17年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,490	338,618	385,052
	高校卒	215,550	275,239	340,556
警察職	大学卒	295,805	334,025	385,205
	高校卒	255,890	305,093	355,379
高等学校教育職	大学卒	316,092	383,965	407,062
	短大卒	256,776	323,880	400,639
小・中学校教育職	大学卒	310,835	375,602	404,213
	短大卒	271,258	354,769	386,429

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に基づく行政職給料表の職務の級区分に応じた職員数の状況である。

一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	合計	
標準的な職務内容	主事	主事	主任	主査	主査	班長	班長	課長	課長	統括監	部長		
職員数	68人 ( - )	365人 ( - )	674人 ( - )	965人 ( - )	197人 ( 18 )	739人 ( - )	1,042人 ( - )	746人 ( - )	98人 ( - )	80人 ( - )	34人 ( - )	5,008人 ( 18 )	
構成比	1.4% ( - )	7.3% ( - )	13.5% ( - )	19.3% ( - )	3.9% (100.0)	14.7% ( - )	20.8% ( - )	14.9% ( - )	1.9% ( - )	1.6% ( - )	0.7% ( - )	100.0% (100.0)	
参考	1年前の構成比	1.4% ( - )	8.1% ( - )	13.4% ( - )	18.6% ( - )	3.0% (100.0)	15.7% ( - )	21.2% ( - )	14.4% ( - )	2.0% ( - )	1.4% ( - )	0.8% ( - )	100.0% (100.0)
	5年前の構成比	1.8% ( - )	8.5% ( - )	13.0% ( - )	10.4% ( - )	2.8% ( - )	22.6% ( - )	25.3% ( - )	11.8% ( - )	1.4% ( - )	1.6% ( - )	0.8% ( - )	100.0% ( - )

備考1 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職である。

2 表中括弧書の数値は、再任用短時間勤務職員の人数であり、職員数の外書の数値である。

(7) 昇給期間短縮の様況

職員数に占める昇給期間の短縮者の割合の様況である。昇給期間の短縮とは、沖縄県職員の給与に関する条例に規定する普通昇給期間（12月）の経過前に給料月額を昇給させるもので、例えば、離島等勤務者等の特別昇給の措置などが該当する。

昇給期間短縮の様況

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区 分	平成17年度			平成16年度		
	職員数 A (人)	昇給短縮職員 数 B (人)	比率 B ÷ A (%)	職員数 A (人)	昇給短縮職員 数 B (人)	比率 B ÷ A (%)
合 計	19,883	1,779	8.9	20,324	4,024	19.8
一 般 行 政 職	4,763	956	20.1	5,008	1,245	24.9
警 察 職	2,521	405	16.1	2,484	641	25.8
高等学校教育職	4,581	90	2.0	4,628	602	13.0
小・中学校教育職	7,551	225	3.0	7,606	1,430	18.8
現 業 職	467	103	22.1	598	106	17.7

(8) 期末・勤勉手当及び退職手当の状況

職員の期末・勤勉手当及び退職手当の状況である。期末・勤勉手当は民間のボーナスに相当し、平成17年度分の支給割合は年間4.45月分で、2回に分けて支給される。退職手当は、退職時の給料の月額に一定の支給率を乗じた額が支給される。

期末・勤勉手当及び退職手当の状況

(平成17年度支給割合)

		沖 縄 県			国			
期 末 ・ 勤 勉 手 当	区 分	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	
	6 月 期	1.40月分 (0.75)	0.70月分 (0.35)	2.10月分 (1.10)	1.40月分 (0.75)	0.70月分 (0.35)	2.10月分 (1.10)	
	12 月 期	1.60月分 (0.85)	0.75月分 (0.40)	2.35月分 (1.25)	1.60月分 (0.85)	0.75月分 (0.40)	2.35月分 (1.25)	
	計	3.00月分 (1.60)	1.45月分 (0.75)	4.45月分 (2.35)	3.00月分 (1.60)	1.45月分 (0.75)	4.45月分 (2.35)	
	役職段階別加算額	有			有			
退 職 手 当	区 分	自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職			
	支 給 率	勤続20年	21.0月分	32.76月分	21.0月分	32.76月分		
		勤続25年	33.75月分	42.12月分	33.75月分	42.12月分		
		勤続30年	41.25月分	51.48月分	41.25月分	51.48月分		
		最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分		
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの率の加算)			定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの率の加算)			
	退職時特別昇給	無			無			
1人当たり平均支給額	5,111,518円	27,243,008円	-	-				

備考1 期末・勤勉手当の内容は、平成17年4月1日現在のものであり、表中括弧書の数値は、再任用職員に係る支給月数である。

2 退職手当は、国及び県ともに平成17年度中の退職分についての記載である。

3 退職手当1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

(9) 職員手当の状況

職員に支給される手当のうち主なものについての支給内容、支給額、支給職員数等の状況である。

職員手当の状況

区 分	内 容	手当額 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
	扶養親族 (配偶者、22歳)	配偶者 13,500円	同	-



主要 三 手 当	扶養手当	に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給	その他 2人目まで6,000円 3人目から5,000円 16歳から22歳の子1人につき5,000円の加算あり		
	住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給	借受け 最高支給額27,000円 所有 3,000円	異	(国の制度) 所有の場合 2,500円(新築又は購入の日から5年間)
	通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上で、バス等を利用している職員に支給	【バス等】 6箇月定期券等による一括支給一箇月当たりの限度額55,000円。ただし、55,000円を超える場合は加算措置あり。 【自家用車】 距離に応じて2,300円から40,000円までの額。高速自動車道路等を利用している者については、一定の条件下に20,000円を限度として加算措置あり。	異	(国の制度) 【バス等】 6箇月定期券等による一括支給一箇月当たりの限度額55,000円 【自家用車】 距離に応じて2,000円から24,500円までの額。新幹線等を利用している者については、一定の条件下に20,000円を限度として加算措置あり。
調整手当	支給対象地域	東京都	名古屋市	大阪市	福岡市
	支給率	12%	10%	10%	6%
	支給対象職員	41人	2人	5人	3人
	国の制度(支給率)	12%	10%	10%	6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	560,400円			
特殊勤務手当	区分	全職種			
	職員全体に占める手当支給職員の割合	26.3%			
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	40,001円			
	手当の種類	46種類			
	代表的な名称	支給額の多い手当	夜間看護等手当、医師手当、教員特殊業務手当、刑事作業手当、教育業務連絡指導手当		
	多くの職員に支給されている手当	刑事作業手当、教員特殊業務手当、暴風雨時手当、夜間特殊業務手当、教育業務連絡指導手当			
時間外勤務手当	平成17年度支給総額	20億2,253万円	職員1人当たりの支給年額	84,600円	
	平成16年度支給総額	20億6,527万円	職員1人当たりの支給年額	97,556円	

(10)特別職の報酬等の状況

知事等の特別職の報酬等の状況である。特別職の報酬等については、県内各界の代表者で構成される沖縄県特別職報酬等審議会の意見を聴き、一般職の条例とは別の条例で定められている。

特別職の報酬等の状況(平成17年4月1日現在)

(平成17年度支給割合)

区分	給与月額等(円)	期末手当の支給割合	
知事	1,250,000	6月期	1.6月分

副知事	990,000	12月期	1.7月分
出納長	860,000		
議長	1,000,000	計	3.3月分
副議長	860,000	加算措置	有
議員	770,000		

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成18年1月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後零時15分から午後1時まで	午後零時から午後零時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

#### (2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（平成17年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
761,915日	228,621日	19,872人	11日

備考1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（平成17年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	561	561
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0

刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合	第27条第2項			5	5
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者					0
合 計		0	0	566	566

備考1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成17年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1	4	3	0	8
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	2	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	2	0	1	0	3
合 計		3	4	6	0	13

備考1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

5 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成17年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	94件	94件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき、任命権者が行う職員の研修の状況である。

研修の状況（平成17年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	知事講話、ビジネスマナー、県の組織と仕事、地方自治制度、地方公務員制度、沖縄の歴史と文化、文書事務の基本、会計事務の基本、給与のしくみ、福利厚生と共済制度、交流レクリエーション、施設見学（平和祈念資料館、県立博物館）	平成17年度当初に採用された全職員及び前年度中途に採用された職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。	2回	119人
新採用職員後期研修	所長講話、仕事の進め方、地方自	新採用職員前期	3回	124人

	治法演習、地方自治とは、地方公務員法、財政のしくみ、行政の現状と課題、地域づくり入門、条例のしくみ、体験学習について、体験学習（特別養護老人ホーム）、体験学習を振り返って、心と体の健康管理	研修者。た看護職員を除く。		
新採用看護職員研修	訓話、県立病院事業、県の福祉保健政策、地方公務員とは、給与、福利厚生と共済制度、接遇、交流レクリエーション、先輩の体験から、専門職業人として新人看護師に望むこと、施設見学	平成17年度に採用された看護職員及び前年度中途に採用された看護職員	1回	57人
一般職員第1部研修	民法入門、行政法入門、問題解決技法、公務員制度の変遷と公務員制度改革、経済の仕組みと視点、メンタルヘルス	初・中級職採用後3年経過した全職員	1回	27人
一般職員第2部研修	キャリアデザイン、行政法（演習）、行政課題研究（ブレインストーミング）、公務員倫理、メンタルヘルス	初・中級職採用後7年経過した全職員及び上級職採用後3年経過した全職員	4回	162人
一般職員第3部研修	行政改革について、沖縄経済社会の現状と展望、行政課題研究（ディベート）、中堅職員の役割と職場の人間関係、メンタルヘルス	平成17年度に主任に昇任した全職員	4回	190人
監督者第1部研修	公務員倫理、政策形成入門、現代の国際関係、企業経営に学ぶ、メンタルヘルス	平成17年度に係長相当職に昇任した全職員	4回	212人
監督者第3部研修	JST基本コース、リーダーの役割、マネジメントの基本/仕事の管理・仕事の改善と改革・OJT、リーダーシップの発揮、コミュニケーションの活用、リーダーとしての自立	平成17年度に初めて出先機関の係長職に任用された職員	1回	18人
管理者第1部研修	コーチング、セクシュアル・ハラスメント、公務員倫理	平成17年度に本庁班長級に昇任した全職員	3回	114人
管理者第3部研修	目標による行政運営、メンタルヘルス、わかりやすい広報活動	平成17年度に本庁課長級に昇任した全職員	2回	62人
所属長研修	現代管理者論、労務管理、行政評価システム	平成17年度昇任り又は異動により初めて所屬長に任用された全職員	2回	57人
管理者特別研修	県政の基本的課題の解決に向けて、管理者として必要な幅広い視野と豊かな識見を養い、総合的判断能力の向上を図るための知事講話及び講演	本庁課長級以上の職員の出先機関の職員	1回	443人
財務会計第1部研修（A）	支出事務や契約事務等の財務会計に関する基礎的知識を習得するための講義及び演習	新たに財務会計を担当する職員及び財務会計に携わった職員	1回	110人
財務会計第1部研修（B）	旅費事務や給与事務等の財務会計に関する基礎的知識を習得するための講義及び演習	財務会計及び事務に希望する職員	1回	93人
財務会計第2部研修	財務会計に関する各種事例の演習	財務会計事務担当2年目以上の職員	1回	54人

		職員及び各部局の職員等並びに各課の職員等並びに各課の職員等		
法制執務研修	条例・規則等の立案と適正な法令の執行ができる能力養成の講義及び演習	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	27人
社会調査講座（市町村合同）	多様な住民ニーズを把握し、行政課題に的確に対応できる調査・分析能力養成の講義及び演習	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	11人
交渉力・説得力強化セミナー	様々な分野で必要とされる交渉能力・説得力を実践的に強化する講義及び演習	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	14人
接遇リーダー研修（市町村合同）	職場での接遇の重要性を認識させる指導方法等の講義及び演習	係長級以上の職員で部長の推薦する者	1回	12人
CS・コミュニケーション能力向上研修	公務員として必要な対人関係の基礎的知識や態度を習得するための講義及び演習	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	36人
プレゼンテーション能力養成研修	プレゼンテーションの基本と技術の習得と説明能力向上を図るための講義及び演習	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	21人
インストラクター養成研修	インストラクションの基本的な知識・技術を習得させ、効果的な講義が展開できる能力を養成するための講義及び演習	自治研修所等において講師を担当する職員で部長の推薦する者	1回	17人
民法講座（市町村合同）	行政実務に必要な民法の基礎的知識及び基本原理習得のための講義	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	26人
民法講座（市町村合同）	条文解釈、事例研究等を通してより高度の知識の習得と法令解釈能力の向上を図るための講義	民法講座を履修した職員、又はこれと同等以上の民法知識を有する職員	1回	14人
行政法講座（市町村合同）	行政法の意義、法体系、基礎的理論等を習得させ、法令に基づく業務執行の手順等を理解するための講義及び演習	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	13人
経済セミナー（市町村合同）	基本的な経済の仕組みと我が国や県の経済動向についての講演	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	56人
歴史・文化講座（市町村合同）	沖縄の歴史と文化についての講義	受講を希望する職員で部長の推薦する者	2回	105人
政策マン育成セミナー	問題発見・解決能力の向上を図ると同時に、研修生の抱えている現場に即応する政策テーマについての演習	政策的業務を担当する職員で部長等が推薦する者	1回	5人
政策形成セミナー（市町村合同）	政策形成に関する基礎理論や手法を習得するための講義及び演習	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	9人
政策法務研修（市町村合同）	政策を実現するための法制度の理解と、条例・規則を立案する政策法務能力の向上を図るための講義及び演習	受講を希望する職員で部長の推薦する者	1回	21人
時局講演会	県行政の効果的な推進に必要な総合的な視野の拡大と行政管理能力の向上を図るための講演会	全職員	1回	137人

創造性開発研修（市町村合同）	創造力の重要性の講義及びブレインストーミング等による演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	16人
政策（地域）プランナー養成研修（市町村合同）	個性ある「地域（まち）づくり」をテーマにした講義、グループ討議やワーク・ショップ等	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	11人
リスクマネジメント研修	事務事業を遂行する場合のリスクの存在、大きさや、その合理的な対処策の講義及び演習	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	21人
パソコン研修（エクセル応用）	エクセルを利用するための応用知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	6回	176人
パソコン研修（アクセス入門）	アクセスを利用するための基礎的知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	4回	118人
パソコン研修（パワーポイント）	パワーポイントを利用するための基礎的知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	8回	241人
パソコン研修（ワード）	ワードを利用するための基礎的知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	3回	90人
パソコン研修（アクセス応用）	アクセスを利用するための応用知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	2回	50人
パソコン研修（エクセル応用）	エクセルを利用するための応用知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	3回	95人
パソコン研修（エクセル入門&一太郎）	一太郎・エクセルを利用するための基礎的知識及び技能の習得	受講を希望する職員で部局等の長の推薦する者	1回	22人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークの構築、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。	-	1回	22人 （内訳） 知事部15人 教育庁2人 警察本部3人 企業局2人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を身につけるため、自治大学校へ職員を派遣する。	-	2回	4人

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

勤務成績の評定の状況（平成17年度）

評定の方法	評定者	評定結果の活用
【条件附採用職員の正式任用】 地方公務員法第22条第1項の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 (1) 所属長による勤務成績の報告 (2) 面接	所属長等	条件附採用職員の正式任用

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成17年度）

区分	内容	実施状況

職員の保健に関すること	定期健康診断	【知事部等】受診率92.8%
職員の元気回復に関すること	職員球技大会	バレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール、ボウリング等
その他厚生に関すること	職員住宅  警察職員待機宿舎  ライフプランセミナー等    職員互助会の運営	【知事部】 4カ所(313戸) 東京18戸、名護90戸、宮古80戸、石垣125戸 【企業局】 1カ所(4戸)名護市 【警察本部】 32棟、419戸 (1)平成17年8月2日から4日まで 生涯生活設計 (2)平成17年10月13日 在職充実型 (3)平成17年11月9日から11日まで ライフサイクルセミナー (4)平成18年1月31日から2月1日まで 退職準備型 【知事部】 補助金額 37,024千円 補助率 50% (会員1人当たり補助金額6,433円) 【教育庁】 補助金額 88,892千円 補助率 50% (会員1人当たり補助金額6,533円) 【警察本部】 補助金額 17,210千円 補助率 17.3% (会員1人当たり補助金額5,888円)

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害(平成17年度)

前年度未現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
16	158	160	6	1	7

イ 通勤災害(平成17年度)

前年度未現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
1	1	2	0	0	0

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号)に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況(平成17年度)

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
行政	2,385	1,969	39	29	67.9

心 理	54	42	3	1	42.0
社会福祉	147	128	9	6	21.3
電 気	88	68	3	1	68.0
機 械	53	36	3	1	36.0
土 木	143	124	9	6	20.7
化 学	57	48	3	1	48.0
農 業	70	62	4	1	62.0
農芸化学	70	63	3	1	63.0
畜 産	18	16	4	2	8.0
林 業	19	16	4	2	8.0
計	3,104	2,572	84	51	50.4

イ 中級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
学校事務	1,576	1,161	28	21	55.3
計	1,576	1,161	28	21	55.3

ウ 初級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	796	473	4	2	236.5
計	796	473	4	2	236.5

エ 警察官試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	925	707	109	22	32.1
警察官A(女性)	312	224	9	1	224.0
警察官A(武道指導)	9	9	3	0	-
警察官A臨時(男性)	660	556	146	61	9.1
警察官B(男性)	1,124	845	182	58	14.6
警察官B(女性)	316	204	7	3	68.0
警察官B(武道指導)	7	7	5	2	3.5
計	3,353	2,552	461	147	17.4

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)



一般事務	42	36	2	1	36.0
計	42	36	2	1	36.0

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	5月6日	5月6日から5月23日まで	6月26日	7月12日	7月31日から8月11日まで	9月2日
中級試験	7月15日	8月2日から8月18日まで	9月25日	10月7日	10月23日から11月1日まで	11月17日
初級試験	7月15日	8月2日から8月18日まで	9月25日	10月7日	10月23日から11月1日まで	11月17日
警察官A(臨時)	4月15日	4月15日から4月28日まで	5月22日	5月27日	6月4日から6月17日まで	7月7日
警察官A	5月6日	5月6日から5月23日まで	7月10日	7月21日	9月3日から9月16日まで	10月6日
警察官B	7月15日	8月2日から8月18日まで	10月16日	10月28日	11月12日から11月30日まで	12月15日
身体障害者を対象とした採用選考試験	7月15日	8月2日から8月18日まで	10月16日	10月28日	11月13日から12月1日まで	12月15日

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況(平成17年度)

職種	選考申請人数					選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	その他	合計	
次長級	2		1		3	3
課長級	3	5			8	8
課長補佐級	6	1			7	7
係長級	7	8	1		16	16
主事	6				6	6
医長	1				1	1
医師	47				47	47
看護師	58				58	58
薬剤師	3				3	3
臨床検査技師	3				3	3
診療放射線技師	4				4	4
獣医師	6				6	6
学校栄養職員		10			10	10
計	146	24	2		172	172

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況(平成17年度)

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
-------	------	-----	------	------	--------	-------	------

巡査部長	一般	大学卒業者	巡査の階級に2年6月以上在級している者	1次 平成17年6月13日  2次 平成17年7月20日及び平成17年7月21日	128	126	68	58	2.17
		短大卒業者	巡査の階級に4年以上在級している者						
		その他	巡査の階級に5年以上在級している者						
	特別	大学卒業者	巡査の階級に8年以上在級している者						
		短大卒業者	巡査の階級に10年以上在級している者						
		その他	巡査の階級に12年以上在級している者						
警部補	一般	大学卒業者	巡査部長の階級に2年6月以上在級している者	1次 平成17年6月13日  2次 平成17年7月20日及び平成17年7月21日	87	81	48	30	2.70
		短大卒業者	巡査部長の階級に3年以上在級している者						
		その他	巡査部長の階級に4年以上在級している者						
	特別	巡査部長の階級に8年以上在級し、かつ、年齢35歳以上の者							
警部	一般	警部補の階級に5年以上在級している者		1次 平成17年9月7日  2次 平成17年10月6日及び平成17年10月7日	67	67	26	19	3.53
	特別	警部補の階級に9年以上在級し、かつ、年齢45歳以上の者							

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成17年度）

職 種	選 考 申 請 人 数									選考承認人数
	知 事 局	議 会 長 議 議	学 務 管 理 委 員 会	代 表 監 査 委 員 会	教 育 委 員 会	人 事 委 員 会	警 察 本 部 長	企 業 局	合 計	
部長級	11							1	12	12
次長級	19			1	5		2	1	28	28
課長級	45	2			6	1	16	2	72	72
課長補佐級	63	2			17	1	6	6	95	95
係長級	115				21	1	5	1	143	143
主任技師	74						1	15	90	90
主任研究員	9								9	9
保健主幹	5								5	5

主任保健師	5							5	5
研究主幹	1							1	1
病院長	1							1	1
副院長	2							2	2
科部(副)長	11							11	11
薬(副)局長	2							2	2
医長	9							9	9
看護部長	1							1	1
看護主幹	5							5	5
科 技 師 (副)長	4							4	4
栄養指導室 長	1							1	1
主任看護師	17							17	17
主任専門員				1				1	1
渉外事件調 査官						1		1	1
船長				1		1		2	2
計	400	4	1	51	3	32	26	517	517

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(平成17年度)

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成17年10月6日	<p>報告</p> <p>1 公民の給与較差に基づく給与改定について</p> <p>(1) 給料表 給料表(教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。)については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。</p> <p>なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う必要がある。</p> <p>(2) 扶養手当 扶養手当については、国家公務員の同手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。</p> <p>(3) 初任給調整手当 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、国家公務員の同手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。</p> <p>(4) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、国家公務員の同手当の改定に関する人事院勧告に準じて年間支給割合を0.05月分引き上げ、4.45月分とする必要がある。支給月数の引き上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を引き上げ、平成18年度以降においては6月期、12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする。</p> <p>また、再任用職員並びに一般職の任期付研究員及び</p>	

任期付職員についても、人事院勧告に準じて改定を行う必要がある。

(5) 改定の実施時期等  
人事院は、「本年の官民の給与較差に基づく給与改定は、公務員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、これを改定を実施するための法律の規定は、官民給与を均衡させるための所要の措置を講じた上で、遡及することを属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。」としており、その考え方として「官民給与は4月時点と比較し、均衡を図ることも4月から改定の実施の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消させる観点からの所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものである。」としている。

本県においても、人事院勧告の内容に準じた調整措置を講ずる必要がある。

## 2 給与構造の改革について

(1) 給料表の見直し等  
給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、人事院の俸給水準の是正、級構成の再編及び号俸構成等の見直しに準じた改定を行う必要がある。

また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。

さらに、中途採用者等の初任給決定の方法や昇格時の号給決定方法等については、国や他の都道府県の動向等に留意するとともに、本県の実情を十分考慮し、改定を検討する必要がある。

その他、再任用職員の給料月額並びに一般職の任期付研究員及び任期付職員の給料表についても、人事院勧告に準じた見直しを行う必要がある。

(2) 地域手当の新設等  
人事院においては、民間賃金の地域間格差が適切に反映される制度導入の必要性から、地域手当の新設を勧告しており、本県においても、これまでの調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、人事院勧告の内容に準じて、地域手当を支給する必要がある。

なお、医療職給料表(1)の適用者の現行の調整手当については、他の都道府県の状況を考慮しつつ、人事院勧告に準じた改定を検討する必要がある。

(3) 勤務実績の給与への反映  
勤務実績の給与への反映は、人事院勧告の給与制度見直しの趣旨を踏まえ、本県の実情を十分に勘案しつつ、昇給や勤勉手当に関し、職員の勤務実績が的確に反映される給与制度の整備を検討し、導入することが適当である。

そのため、勤勉手当の成績率の幅の拡大や管理職員に係る期末手当と勤勉手当の支給割合の変更について、検討する必要がある。

また、年功的な給与構造を見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、現行のいわゆる枠外昇給制度を廃止する必要がある。

なお、昇給制度見直しに伴い、55歳昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置を導入する必要がある。

(4) 管理職手当の定額化  
管理職手当について、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、国の導入の状況を踏まえ、定率制から定額制への移行を検討する必要がある。

(5) 実施スケジュール等について  
今回の給与構造の改革が、給料についての引下げを伴う改革であり、給料の基本給としての性格を考慮すれば、経過措置を設けて段階的に実施していく必要がある。

新たな給料表は、平成18年4月1日から施行することとし、同日にすべての職員の給料月額を新給料月額に切り替える。給料表の切替後の調整措置については、激変緩和を図るため、人事院勧告の経過措置の内容に準じて実施することが適当である。

地域手当については、平成18年度から段階的に実施することとし、実施の方法については人事院勧告の経

過措置の内容に準ずる必要がある。  
給与への勤務実績の反映方法については、国や他の都道府県の実施状況及び本県の実情を総合的に勘案し、早期に実施できるよう検討する必要がある。

3 公務運営について

- (1) 国においては、時代の要請に的確に対応した改革を進めるため、多様な有為の人材の確保と専門能力の向上、能力・実績に基づく人事管理とその土台としての新たな人事評価制度の整備等が検討されている。本県においても、国や他の都道府県等の動向等を注視するとともに、実効性のある人事評価制度の導入等について引き続き検討していく必要がある。
- (2) 総実勤務時間の短縮については、依然として総実勤務時間、年次休暇等の休暇の取得状況に大きな改善が見られない状況にあり、引き続き事務事業の見直しによる業務の効率的執行に努めつつ、年次休暇等各種休暇の利用しやすい職場環境・制度の整備等の具体的な取組を推進していく必要がある。
- (3) 心身両面にわたる健康管理対策及び安全衛生管理体制の充実については、平成16年度に「職員の心の健康づくり計画」が策定され、任命権者においては様々な取組がなされているところであるが、職務内容が複雑多様化し、様々なストレスが増大する状況の中では、これまでの取組状況を踏まえ、心身両面にわたる健康管理対策に引き続き取り組む必要がある。  
また、職員の安全と健康を確保するため、職場における安全衛生管理体制等をより充実させ、その活動の促進を図る必要がある。
- (4) 男女共同参画社会の実現に向けて、女性職員への幅広い職務経験の付与、計画的な育成、職域の拡大等に今後引き続き取り組むとともに、併せて次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の支援対策を具体的に推進し、子育てと仕事の両立を図る必要がある。
- (5) 職員研修の充実については、地方分権の進展に伴い多様な行政ニーズに対応する適切な施策の立案や政策形成能力等の向上が求められていることから、研修に関する基本的な方針を策定し、計画的な人材育成を図る必要がある。
- (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策については、任命権者においてセクハラ相談員等による相談体制の整備とその周知に取り組んでいるところであり、今後引き続き相談しやすい環境づくりに努める必要がある。
- (7) 県民の行政に対する信頼を確保するためには、職員一人一人が県民全体の奉仕者であることを自覚するとともに、厳正な服務規律の下、高い倫理観や使命感を保持し、公務の公正かつ効率的な執行に努めることが肝要である。  
そのため、職員倫理規程の周知や研修、管理者の注意喚起等を通じ、綱紀粛正に万全を期し、公務員倫理の確立に一層取り組む必要がある。

時間外勤務等の縮減に向けた取り組み指針（平成18年3月31日付総務部長通知）を发出

勧告

- 1 平成17年4月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正
  - (1) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正
    - ア 給料表  
現行の給料表を別記第1（省略）のとおり改定すること。
    - イ 諸手当
      - (ア) 初任給調整手当について  
医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を306,900円とすること。
      - (イ) 扶養手当について  
配偶者に係る手当の月額を13,000円とすること。
      - (ウ) 期末手当及び勤勉手当について
        - a 勤勉手当の支給割合
          - (a) 平成17年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.75月分とすること。
          - (b) 平成18年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.725月分とすること。
        - b 再任用職員の勤勉手当の支給割合

勧告どおり実施

12月に支給される再任用職員の勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

c 期末手当の支給割合

12月に支給される大学の学長の期末手当の支給割合については1.75月分とすること。

(2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第2(省略)のとおり改定すること。

イ 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

(3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第3(省略)のとおり改定すること。

イ 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

2 給与構造の改革のための関係条例の改正

(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

ア 給料表

1の(1)のアによる改定後の給料表を別記第4(省略)のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第5(省略)の切替要領によること。

イ 昇給制度について

昇給制度について、次のように改めること。

(ア) 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うこと。

(イ) (ア)の場合における昇給の号給数は、(ア)に定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給(アによる行政職給料表の適用を受け

る職員でその職務が課長級以上であるもの及びこれに相当する職員として人事委員会規則で定めるものにあつては、3号給)を標準とすること。

また、55歳昇給停止措置を55歳昇給抑制措置に替

え、55歳を超える職員を昇給させる場合の号給数は、2号給を標準とすること。

(ウ) 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとする。

ウ 諸手当

(ア) 地域手当について

a 沖縄県職員の給与に関する条例第13条の規定による調整手当を、次のとおり、地域手当に改

めること。

(a) 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給するこ

と。

(b) 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の表に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。

級地	支給割合
1級地	100分の18
2級地	100分の15
3級地	100分の12
4級地	100分の10
5級地	100分の6
6級地	100分の3

(c) 地域手当の級地は、人事委員会規則で定めること。

b 地域手当の特例は、次のとおりとする。

(a) 医師及び歯科医師に係る特例

沖縄県職員の給与に関する条例第14条の規定による調整手当を地域手当に改め、医療職

給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、(ア)のaにかかわらず、給料、管理職手

当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給すること。

勧告どおり実施

(b) 異動した職員等に係る特例  
沖縄県職員の給与に関する条例第14条の2  
の規定による調整手当を地域手当に改めるこ  
と。

c 地域手当を算出基礎とする給与及び地域手当  
と調整を要する給与の範囲等については、調整  
手当における取扱いと同様とすること。

(2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例  
の改正

1の(2)のアによる改定後の給料表を別記第6(省  
略)のとおり改定すること。

(3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の  
改正

1の(3)のアによる改定後の給料表を別記第7(省  
略)のとおり改定すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布  
日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であ  
るときは、その日)から実施すること。ただし、1のウ  
(1)のイのウのaの(b)、2及び3の(3)のアからこ  
ろについては、平成18年4月1日から実施すること。

(2) 平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置  
ア 平成17年12月に支給する期末手当の額は、期末手  
当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た  
額に、在職期間別の割合を乗じて得た額(以下「基準  
額」という。)から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合  
計額に相当する額を減じた額とすること。この場合  
において、当該相当する額が基準額以上となること  
は、当該期末手当は、支給しないこととする。

(ア) 平成17年4月1日(その日の翌日以後に新たに  
職員となった者)については、新たに職員となつた  
日)において職員が受けるべき給料、管理手当、  
手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居  
手当、単身赴任手当の基礎額、農林漁業普及指  
導手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。  
む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。  
む。))及び教職調整額の月額合計額に100分の  
0.4を乗じて得た額に、同月からこの改定の実  
施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1  
日から当該実施の前日までの期間において、給  
料を支給しないこととされていた期間等がある職  
員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して  
人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗  
じて得た額

(イ) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤労手  
当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

イ 平成17年4月1日から同年12月1日までの間に  
いて、国家公務員等であった者から引き続き新たに  
職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員  
会規則で定めるものについては、アの額の算定に関  
し所要の措置を講ずること。

(3) 経過措置

ア 差額の支給

(ア) 2による改定後の給料表の適用の日(以下「切  
替日」という。)における給料月額が切替日の前  
日)において受けていた給料月額に達しない職員に  
対しては、その者の受ける給料月額が同日に受け  
ていた給料月額(給料表の適用を異にして異動し  
た場合)その他人事委員会の定める事由に該当す  
る場合にあっては、人事委員会の定める額。以下  
「切替前給料月額」という。)に達するまでの  
間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額  
の差額に相当する額を支給すること。切替日後  
の新たに給料表の適用を受けることとなつた職員  
のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当  
する額の支給を受ける職員との権衡上必要がある  
と認められる職員についても、これに準じて差額  
に相当する額を支給すること。

(イ) (ア)の差額に相当する額は、沖縄県職員の給与  
に関する条例の規定の適用については、同条例に  
規定する給料に含まれるものとする。

イ 昇給に関する特例措置

平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間  
における2の(1)のイの昇給については、2の(1)の

勧告どおり実施  
(3)イは見送り)

	イの(イ)中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」とすること。 ウ 地域手当の支給割合の特例措置 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、2の(1)のウの(ア)のaの(b)中「支給割合を」とあるのは「支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を」とし、2の(1)のウの(ア)のbの(a)中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。 エ その他所要の経過措置 アからウに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

#### 勤務条件に関する措置の要求の状況

(平成17年度)

区分	前年度未現在 未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度未現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の措置 要求件数に係 る処理件数	年度未現在 未処理件数
県 分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市 町 村 等 分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

備考1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理(却下)としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

#### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。



## 不利益処分に関する不服申立ての状況

(平成17年度)

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	不 服 申 立 て 件 数	処 理 件 数	前年度末現在 未 処 理 件 数 に 係 る 処 理 件 数	今年度の不服 申 立 て 件 数 に 係 る 処 理 件 数	年 度 末 現 在 未 処 理 件 数	
県 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	2 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	転 任	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	計	3 (3)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転 任	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
合 計	4 (4)	1 (1)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	

備考1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。

2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。